

告 示

埼玉県告示第千五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、本庄市立石勝義ほか十五人からの申請に係る次の土地改良区の設立を令和六年九月十七日認可した。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

栗崎向田土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

三 地区の所在地

本庄市、深谷市